

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和5年7月9日 14時05分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市菅島 ^{すが} 東方沖 菅島灯台から真方位170° 1,500m付近 (概位 北緯34°29.2' 東経136°54.7')
インシデントの概要	漁船 ^{りょうまき} 晃希丸は、揚錨作業中、アンカーロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 晃希丸、3.0トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-63973（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 潮流 約1ノットの西流
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、菅島東方沖において、船首甲板のたつにアンカーロープ（以下「本件ロープ」という。）を取って錨泊しており、一本釣り漁を行った後、漁場を移動することとした。</p> <p>船長は、投錨を始めた際には本件ロープが船首方に向かって張っていたが、潮流を受けて船底に本件ロープがたるんでいるとは思わず、本件ロープの張りや向きを見ずに、揚錨しやすいように本件ロープをたるませようと考えた。</p> <p>本船は、クラッチを前進としたところ、本件ロープがプロペラに絡まって運航不能となった。</p> <p>船長は、所属の漁業協同組合に本インシデントの発生を連絡した後、海上保安庁に通報し、本船は、来援した僚船によりえい航され、鳥羽市鳥羽港に入港した。</p>
分析	本船は、揚錨作業中、船長が、本件ロープが船首方に張っていると思い、揚錨を行う際、本件ロープの張りや向きを見ずに、本件ロープをたるませようとクラッチを前進としたことから、船底にたるんでいた本件ロープがプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、揚錨作業中、船長が、本件ロープが船首方に張っていると思い、揚錨を行う際、本件ロープの張りや向きを見ずに、本件ロープをたるませようとクラッチを前進としたため、船

	底にたるんでいた本件ロープがプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、揚錨を行う際、アンカーロープの張りや向きを確認した後、作業を行うこと。